令和２年４月県立学校教職員人事異動の重点項目

１　高等学校については、地域・学科間及び若手教職員の異動並びに多様な人事交流を進める。

（教職員人事異動方針２（２）①④）

【趣　旨】　高等学校全体の活性化を図り、次代を担う人材（ミドルリーダー）を育成するため、地域・学科間の異動を進めるとともに、採用後早期の段階から多様な教職経験を積ませる。また、魅力と特色ある学校づくりを推進する人材の育成を図るため、機会をとらえ積極的に人事交流を行う。

２　特別支援学校については、新規採用後４年以上の者の異動や異校種間の交流を進める。

（教職員人事異動方針２（２）①②③④）

【趣　旨】　児童生徒の障害の重度重複化に対応するため、新規採用以来同一校に４年以上勤務する者については、他の障害種に対応する学校への異動を積極的に実施して、資質能力の向上を図る。

また近年、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加が顕著であることから、小・中・高等学校における特別支援教育の一層の充実を図るために、特別支援学校が有するセンター的機能を活用して、特別支援教育に携わる教職員の力量を向上させる人事交流を積極的に推進する。

３　管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員等の登用を図る。

（教職員人事異動方針２（１）①、（２）②）

【趣　旨】　魅力と活力ある学校づくりや教育行政の質の維持向上を目指すとともに、教育を取り巻く環境の変化や今日の教育課題に積極的に対応するため、管理職や県教育委員会事務局指導主事等への若手教員等の登用を推進する。